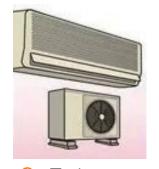
霞台厚生施設組合からのお知らせ

令和8年4月1日から

家電 4 品目の持ち込みができます



令和8年4月1日から、霞台クリーンセンターみらい及び中継センターに、リサイクル料金と運搬料金を支払うことで「エアコン」「テレビ」「冷蔵庫・冷凍庫」「洗濯機・衣類乾燥機」の家電4品目を持ち込むことが可能となります。







(ブラウン管・有機 L・液晶・プラズマ)

2 テレビ



⑥冷蔵庫・冷凍庫



④洗濯機・衣類乾燥機



ご注意ください 🛆

- **01** 構成市町(石岡市、小美玉市、かすみがうら市、茨城町)の家庭から排出された家電 4 品目を受け入れします。ただし、家庭で使用していた業務用機器、事業所で使用していたすべての機器は受け入れしません。
- 02 リサイクル料金は、メーカーや品目ごとに決められています。 詳しくは、一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクルセンター ホームページに記載の一覧表(右の二次元コード)をご確認ください。



- **03** 家庭ごみ(10kgにつき 100 円)と家電 4 品目を一緒に持ち込めます。
- **04** 郵便局でリサイクル料金を振り込む必要はありません。 当施設で「リサイクル料金」+「運搬手数料 2,000 円」を支払い、受け入れします。
- **05** 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の中に異物がある場合は、異物を持ち帰っていただくか、 家庭ごみの料金で処分します。

霞台クリーンセンターみらい

- 小美玉市高崎 1824-2
- 0299-26-0246 午前 8 時 30 分~午後 4 時 30 分(日曜日、年末年始除く)

中継センター

- 小美玉市堅倉 1725-2
- 0299-48-1571

午前8時30分~午後3時30分 (土曜日、日曜日、祝日、年末年始除く)

家電リサイクル法対象製品の収集・運搬料金の改定について

※ 家電リサイクル法対象製品とは (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)

(現況)

家電リサイクル法対象製品の回収については、家電リサイクル法によって決められているリサイクル料金の他に、収集・運搬料金として1点につき一律1,500円の負担をしていただいている。これは、回収体制を整備し、排出者から引き取った廃家電4品目を確実に製造業者等へ引き渡すための費用である。

(改定の背景)

収集・運搬料金は事業者や地域によって異なり、実際に回収する事業者が受け取る費用であるが、市町村合併後20年間変更せずに実施してきた。

令和8年4月1日より、市内のゴミの処分拠点となっている霞台厚生施設クリーンセンターみらいにおいて、家電リサイクル法対象製品の受け入れが開始され(組合処理施設においては全国初の試み)、自己搬入による運搬料金の価格設定が2,000円となり、更には、昨今の人件費や燃料費が高騰していることから、市でも運搬料金の見直しを図り、収集(戸別訪問)も含めた運搬料金を2,000円にするもの。

(変更点)

収集・運搬手数料 1,500円 → 収集・運搬手数料 2,000円

----【近隣市町村及び、家電量販店の状況】-----

自治体及び家電量販店	運搬料金(税込)	備考
茨城町		戸別回収未実施
水戸市 エコミット	2,000円	持ち込み
稲敷市・美浦村 江戸崎地方衛生土木組合	2,000円	持ち込み
かすみがうら市		戸別回収未実施
阿見町	1,000円	持ち込み
霞クリーンセンター	2,000円	回収
コメリ	3,700円	2階まで。3階以降はプラス4,000円 他様々な条件有り
ケーズデンキ	3,300円	条件によって変動。ケーズデンキで購入したものではない場合は6,050円